

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	東吉野村

東吉野村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東吉野村 地域振興課
所在地 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地
電話番号 0746-42-0441
FAX番号 0746-42-0446
メールアドレス tiikishinkou@vill.higashiyoshino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン タヌキ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	奈良県東吉野村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積等
ニホンジカ	針葉樹	1,450万円	290ha
	野菜類	(R5被害見込)	20a
	果樹類	17万円	
アライグマ	野菜類・	(R5被害見込) 0.4万円	0.2a
アナグマ	野菜類・	(R5被害見込) 0.8万円	0.4a
ハクビシン	野菜類・	(R5被害見込) 0.4万円	0.2a
タヌキ	野菜類・	(R5被害見込) 0.4万円	0.2a
カワウ	鮎・アマゴ	10万円	30kg
合計		1,479 万円	290.21ha 30kg

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンジカについては群れで出没し、農産物や柚子を中心とした果樹の葉の食害等の被害が発生しており、産者特に高齢者の生産意欲を減退させている。</p> <p>○近年、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキの農作物の食害が発生している。今後民家や空家の屋根裏での繁殖等による生活環境被害まで拡大する恐れがある。</p> <p>○カワウについては、高見川・四郷川等に放流する鮎及びアマゴの稚魚を中心に食害にあっている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農業被害金額	19万円	13.3万円

農業被害面積	21 a	14.7 ha
林業被害金額	1,450万円	1,015万円
林業被害面積	290 ha	203 ha
水産業被害金額	10万円	7万円
水産業被害重量	30 kg	21 kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	一般社団法人奈良県猟友会東吉野支部（以下、「村猟友会」という。）に依頼し次の取組を実施している。 捕獲檻、くくり罠による捕獲。	2名の狩猟者が増えたが、技術不足等で捕獲数が伸び悩んでいる。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置に対し補助金を支出している。	侵入防止柵の整備は進んでいるが、高齢者では防止柵の設置作業が難しい。
生息環境管理その他の取組	現状無し	高齢化に伴い耕作放棄地や放任果樹が多く、野生鳥獣が人家近くで活動している。

(5) 今後の取組方針

村内では、野生鳥獣の生息範囲の拡大による農林水産物への被害が大きな問題となっている。

主な被害としてニホンジカによる森林・農作物被害、カワウによる魚類への被害が挙げられる。有害鳥獣の捕獲については、引き続き狩猟免許取得を積極的に推進し、狩猟者の確保に努めると共に農地を電気柵や金網柵で囲う等防除施設設置の推進を継続する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(捕獲体制)
村猟友会会員
主として、鳥獣の捕獲活動を実施する。また捕獲檻の設置を行う。
東吉野村
被害状況を把握して捕獲目標を設定し、集落からの要望を勘案して捕獲檻の設置を計画する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～令和8年度	ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	村猟友会や村漁協と連携し、林業、農業及び漁業の被害を防止するため捕獲を継続する。 また、認定鳥獣捕獲事業者と協力し捕獲数を伸ばす。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）に基づく捕獲目標数と近年の捕獲実績にもとづいて捕獲計画数を設定し、被害地域における捕獲を継続する。			
○アライグマ 被害状況や目撃件数等により捕獲計画数を設定する。			
○アナグマ・ハクビシン・タヌキ 被害状況・捕獲件数や目撃件数等により捕獲計画数を設定する。			
○カワウ 被害状況・捕獲件数や目撃件数等により捕獲計画数を設定する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	640頭	640頭	640頭
アライグマ	30匹	30匹	30匹
アナグマ	30匹	30匹	30匹
ハクビシン	30匹	30匹	30匹
タヌキ	30匹	30匹	30匹
カワウ	70羽	70羽	70羽

捕獲等の取組内容
○ニホンジカ・アライグマ・アナグマ・ハクビシン・タヌキ・カワウ（実施場所：村内全域） 銃器・わなによる捕獲を継続する。また、被害対策においては、集落周辺及び農地に出没を繰り返す加害個体を積極的に捕獲する。カワウについては追い払いや銃器による駆除を継続して実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
獣害被害を防止するため柵の設置を行っているが、有効射程距離が長く、

遠くの目標に正確に当てることが可能なライフル銃等銃器を使用することで、より効果的に捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	600m	600m	600m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～令和8年 度	ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	・防護柵の補助を行う。 ・追い払い活動や銃器による駆除を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

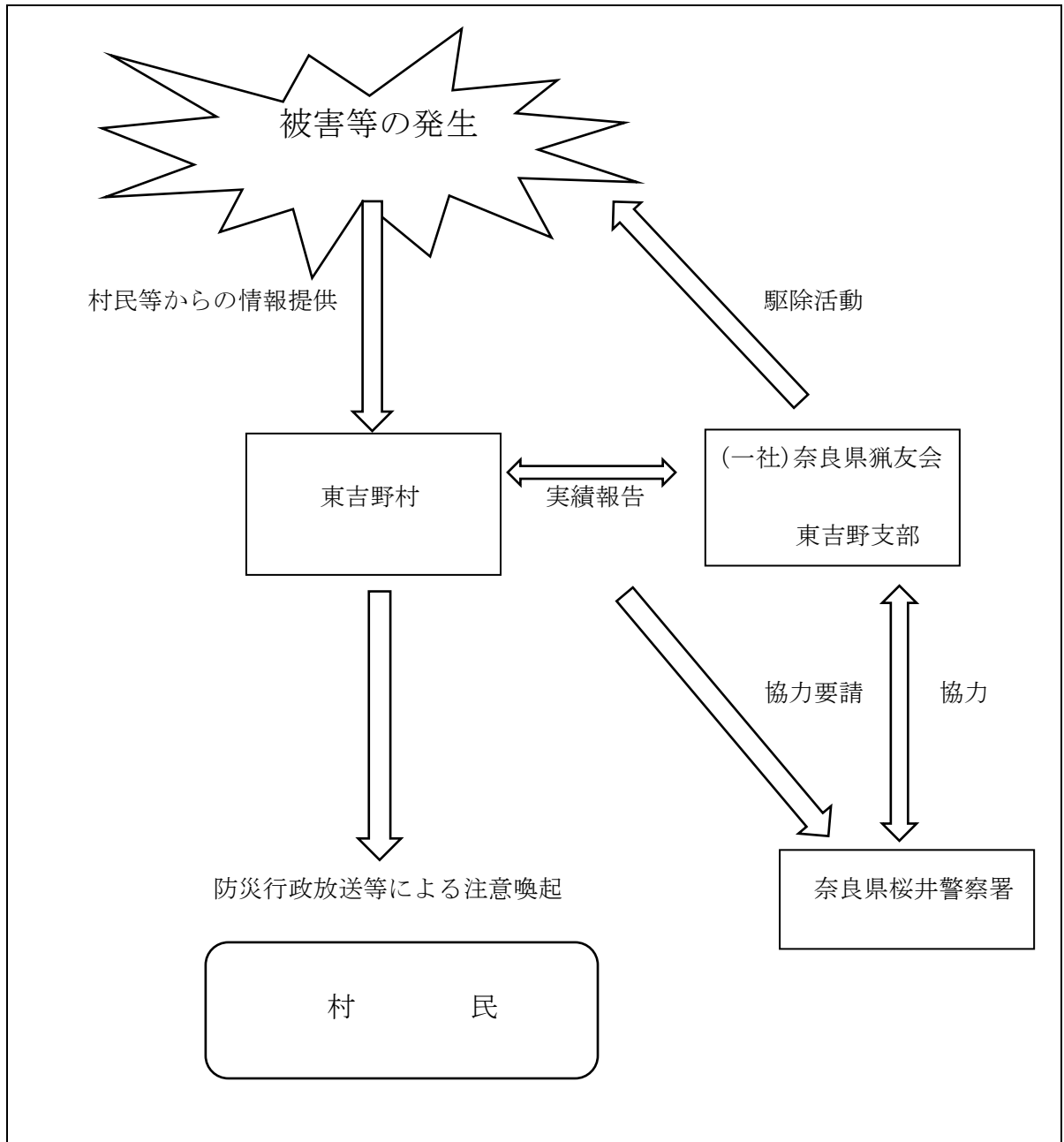
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～令和8年 度	ニホンジカ アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ カワウ	・放任果樹、農産物収穫残渣を放置しないよう積極的な啓発活動を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東吉野村	被害調査及び連絡調整、情報提供
一般社団法人奈良県猟友会 東吉野支部	有害鳥獣捕獲等の実施
奈良県桜井警察署	地域巡回、情報提供、警戒等の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンジカ

食肉としての利活用を推進する。それ以外は捕獲場所の地権者の同意を得て捕獲場所で埋設処理または吉野町の吉野三町村クリーンセンターに搬入する。また、学術研究への要請があれば対応する。

○アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、カワウ

捕獲場所の地権者の同意を得て捕獲場所で埋設処理する。埋設できない場合は吉野町の吉野三町村クリーンセンターに搬入する。また、学術研究への要請があれば対応する。アライグマについては生きている場合、県の

安楽死措置支援を活用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用なし 予定無し
ペットフード	利用なし 予定無し
皮革	利用なし 予定無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用なし 予定無し

(2) 処理加工施設の取組

利用なし
予定無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

利用なし
予定無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東吉野村鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
東吉野村	・ 協議会の運営 ・ 鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・ 専門家との調整 ・ 個体群管理の運営 ・ 狩猟者の確保・育成 ・ 地元技術指導者の育成及び狩猟者の育成 ・ 関連情報の提供
奈良県南部農林振興事務所	・ 関連情報の提供と助言指導
一般社団法人 奈良県猟友会 東吉野支部	・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 狩猟技術の指導

東吉野村区長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策に関する地元住民窓口 ・ 各種情報提供
東吉野村漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策に関する地元住民窓口 ・ 各種情報提供
吉野中央森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策に関する地元住民窓口 ・ 各種情報提供
奈良県農業協同組合 東吉野支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策に関する地元住民窓口 ・ 各種情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
	※県と協議を行い、決定する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村猟友会会員の減少及び高齢化等に伴い設置予定無し。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民が自衛のため村等の補助を活用し、侵入防除柵の設置を行う。また、村猟友会と連携して鳥獣の捕獲も継続する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策は、関係機関との連携を密にし、営農指導と被害対策を同時進行する必要がある。
--